

旅客営業規則(2024年3月16日施行)の概要 (新旧比較表)

旅客営業規則の一部を次のように改正し、2024年3月16日乗車となるものから適用する。

新	旧
<p>(乗車券類の種類) 第19条 (略) (1) (略) (2) 特別急行券 指定席特急券、自由席特急券、立席特急券 (3) (略)</p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>(乗車券類の発売日) 第23条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 指定券 当該列車等が出発駅を出発する日の1箇月前の10時から発売する。<u>ただし、立席特急券にあっては、別に定める日とする。</u></p> <p>第24条～第52条 (略)</p> <p>(特別急行券の発売) 第53条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 立席特急券 <u>特別急行列車の特別車両以外の座席車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(乗車券類の種類) 第19条 乗車券類の種類は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) 特別急行券 指定席特急券、自由席特急券 (3) (略)</p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>(乗車券類の発売日) 第23条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券対は、当該各号に定めるところによって発売する。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 指定券 当該列車等が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から発売する。</p> <p>第24条～第52条 (略)</p> <p>(特別急行券の発売) 第53条 旅客が、特別急行列車に乗車する場合に、次の各号に定めるところにより発売する。 (1) (略) (2) (略) (略)</p>

新	旧
<p>第54条 (略)</p> <p>(旅客運賃・料金の種類)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別急行料金 指定席特急料金 自由席特急料金 <u>立席特急料金</u></p> <p>(略)</p> <p>第56条～第74条 (略)</p> <p>(特別急行料金)</p> <p>第75条 大人特別急行料金は、上郡・智頭間均一料金とする。</p> <p>(1) 指定席特急料金は、<u>830円</u>とする。</p> <p>(2) 自由席特急料金は、<u>730円</u>とする。</p> <p><u>(3) 立席特急料金は、730円とする。</u></p> <p>第76条～第96条 (略)</p> <p>(特別急行券の効力)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 自由席特急券 <u>及び立席特急券</u> を所持する旅客は、その発売の日(有効期間の開始日を指定したものあつては、有効期間の開始日)の1個の特別急行列車に1回に限って使用することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間まで乗車することができる。</p> <p>(略)</p> <p>第98条～第131条 (略)</p> <p>(乗車券類変更)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 自由席特急券 <u>及び立席特急券</u> から指定券への変更</p> <p>(略)</p>	<p>第54条 (略)</p> <p>(旅客運賃・料金の種類)</p> <p>第55条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別急行料金 指定席特急料金 自由席特急料金</p> <p>(略)</p> <p>第56条～第74条 (略)</p> <p>(特別急行料金)</p> <p>第75条 大人特別急行料金は、上郡・智頭間均一料金とする。</p> <p>(1) 指定席特急料金は、530円とする。</p> <p>(2) 自由席特急料金は、430円とする。</p> <p>第76条～第96条 (略)</p> <p>(特別急行券の効力)</p> <p>第97条 指定席特急券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、特別急行列車、旅客車、座席及び乗車区間に限って、乗車することができる。</p> <p>2 自由席特急券を所持する旅客は、その発売の日(有効期間の開始日を指定したものあつては、有効期間の開始日)の1個の特別急行列車に1回に限って使用することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間まで乗車することができる。</p> <p>(略)</p> <p>第98条～第131条 (略)</p> <p>(乗車券類変更)</p> <p>第132条 普通乗車券、特別急行券又は特別車両券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更(以下「乗車券類変更」という。)をすることができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 自由席特急券から指定券への変更</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第133条 (略)</p> <p>(指定券変更)</p> <p>第134条 指定席特急券又は特別車両券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類について区間又は利用施設の変更(以下「指定券変更」という。)をすることができる。ただし、指定券変更は、列車が変更にならない場合に限って取り扱う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自由席特急券及び立席特急券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、指定席特急券に変更することができる。この場合、前各項の規定を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>第135条～第147条 (略)</p> <p>(指定席に対する料金の払いもどし)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 立席特急券 220円</p> <p>2 (略)</p>	<p>第133条 (略)</p> <p>(指定券変更)</p> <p>第134条 指定席特急券又は特別車両券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類について区間又は利用施設の変更(以下「指定券変更」という。)をすることができる。ただし、指定券変更は、列車が変更にならない場合に限って取り扱う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自由席特急券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、指定席特急券に変更することができる。この場合、前各項の規定を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>第135条～第147条 (略)</p> <p>(指定席に対する料金の払いもどし)</p> <p>第148条 旅客は、指定券(団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)が不要となった場合は、その指定を受けた列車(2個以降の列車について指定を受けている場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅員配置駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額(10円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、当該指定券に対する払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

その他所要の規定の整備を行う。